

## 秋田県告示第258号

秋田県営自然公園施設条例（昭和53年秋田県条例第5号）第13条第1項の規定により、次のとおり秋田県営玉川園地駐車場の利用料金を変更することを承認したので、同条例第13条第3項の規定に基づき、公告する。

承認した秋田県営玉川園地駐車場の利用料金は、令和7年4月28日から適用する。

令和7年4月25日

秋田県知事 鈴木 健 太

区分		利用料金の額	
車両（軽車両を除く。）		1台につき1回	300円
回数券（11回券）	車両（軽車両を除く。）		3,000円